



平成26年3月18日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

## 規 則

4 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)

#### 訓令

3 新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(税務課)

#### 告 示

- 367 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(環境対策課)
- 368 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 369 優良興行の推奨(児童家庭課)
- 370 家畜検査の実施(畜産課)
- 371 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 372 換地処分(農地整備課)
- 373 公共測量の終了通知(監理課)
- 374 道路の区域変更(道路管理課)
- 375 道路の区域変更(道路管理課)
- 376 道路の供用開始(道路管理課)
- 377 道路の区域変更(道路管理課)
- 378 道路の供用開始(道路管理課)
- 379 道路の供用開始(道路管理課)
- 380 道路の区域変更(道路管理課)
- 381 道路の供用開始(道路管理課)
- 382 道路の区域変更(道路管理課)
- 383 道路の供用開始(道路管理課)
- 384 道路の区域変更(道路管理課)
- 385 道路の供用開始(道路管理課)
- 386 道路の区域変更(道路管理課)
- 387 道路の供用開始(道路管理課)
- 388 道路の区域変更(道路管理課)
- 389 道路の供用開始(道路管理課)
- 390 道路の区域変更(道路管理課)
- 391 道路の供用開始(道路管理課)
- 392 道路の区域変更(道路管理課)
- 393 道路の供用開始(道路管理課)
- 394 道路の区域変更(道路管理課)
- 395 道路の供用開始(道路管理課)
- 396 道路の区域変更(道路管理課)
- 397 道路の供用開始(道路管理課)
- 398 道路の区域変更(道路管理課)
- 399 道路の供用開始(道路管理課)
- 400 道路の区域変更(道路管理課)

- 401 道路の供用開始(道路管理課)
- 402 道路の区域変更(道路管理課)
- 403 道路の供用開始(道路管理課)
- 404 道路の区域変更(道路管理課)
- 405 道路の供用開始(道路管理課)
- 406 道路の区域変更(道路管理課)
- 407 道路の供用開始(道路管理課)
- 408 道路の区域変更(道路管理課)
- 409 道路の区域変更(道路管理課)
- 410 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 411 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 412 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)

#### 公 告

一般競争入札の実施(知事部局広報広聴課) 特定調達契約の落札者等(営繕課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局総務課)

#### 正 誤

平成26年2月28日付け県報第16号主要目次及び本文中(高等学校教育課)

# 規則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第4号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

īF. (所管行政庁が必要と認める図書) (所管行政庁が必要と認める図書) 第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認 第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認 める図書は、次に掲げる機関が申請に係る低炭素 める図書は、次に掲げる機関が申請に係る低炭素 建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号 建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号 を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査 を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査 を行った場合における当該基準に適合することを を行った場合における当該基準に適合することを 証する書類とする。 証する書類とする。 (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭 (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭 和54年法律第49号) 第76条第1項に規定する登 和54年法律第49号) 第76条第1項に規定する登 録建築物調査機関 録建築物調査機関 (2) (略) (2) (略)

## 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

훼 수

#### ◎新潟県訓令第3号

総務管理部出 納 局地域振興局

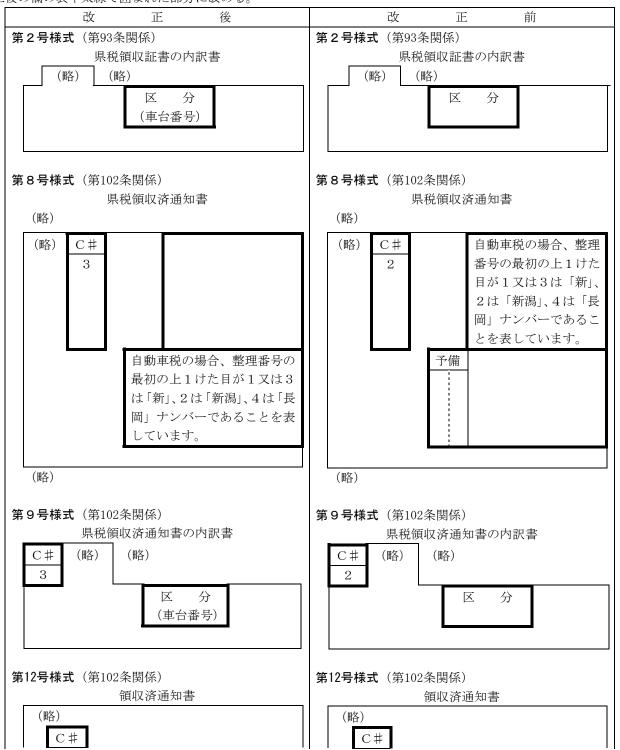
新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成7年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

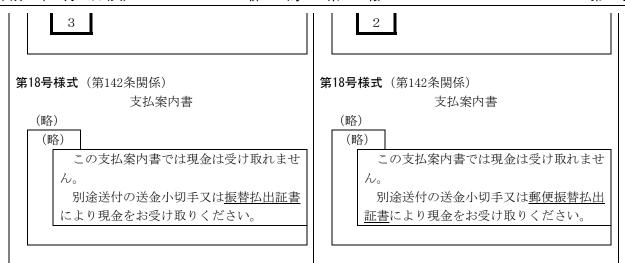
平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。





第17号様式を次のように改める。

## 第17号様式 (第142条関係)

年 月 日

# 支 払 案 内 書

本書のとおり支払の手続をとりましたので、ご案内します。 なお、裏面の注意事項をお読みの上、本書を持参して下記の 「支払場所」で現金をお受け取りください。

支払 場所	第四銀行及び北越銀行の本店又は支店 (第四銀行県庁支店板)	
受取人		様
金額		円

所属

上記金額を領収しました。

支払方法:回金払

年 月 日

新潟県会計管理者

受取人

(印)

委 任 状

上記金額の受取方を

に委任しました。

年 月 日

氏 名

(FI

(金融機関提出)

(裏面)

支払を受ける場合の注意事項

受取場所:第四銀行及び北越銀行の本店又は支店

- 1 窓口に持参するもの
- (1) 支払案内書
- (2) 受け取る方の印鑑
- (3) 受け取る方の本人確認書類(次のいずれかの書類の原本)

【個人の場合】住民基本台帳カード(写真付)、運転免許証、 旅券、各種年金手帳、各種福祉手帳、

各種健康保険証 等

【法人の場合】法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書 等

2 本人 (支払案内書に印刷された受取人。以下同じ。)が窓口で受け取る場合

本人が支払案内書の「受取人」欄に署名(法人にあっては、記名) 押印の上、窓口に持参してください。

- 3 代理人 (印刷された受取人以外の方。以下同じ。)が窓口で受け 取る場合
- (1) 本人が記入する事項

本人が支払案内書の「委任状」欄に委任する代理人の氏名及び 委任した日を記入し、署名(法人にあっては、記名)押印してく ださい。

(2) 代理人が記入する事項

代理人が支払案内書の「受取人」欄に「代理人」と付記し、署 名押印の上、窓口に持参してください。

※法人の代表者又はその社員が個人の証明書で受け取る場合も「委任状」欄への記入が必要です。

4 この支払案内書を紛失、損傷又は汚損したときは、速やかに所管 地域振興局へ申し出てください。

また、不明な点についても同地域振興局にお問い合わせください。

5 この支払案内書の発行の日付けから1年を過ぎたときは、銀行では支払をいたしません。この場合は、会計管理者(出納局管理課:電話番号(025)285-5511 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1)に申し出てください。

なお、発行の日付けから5年を過ぎたときは、還付金の支払を受ける権利が時効により消滅しますのでご注意ください。

6 「税目」欄に法人二税と表示されている場合、法人二税とは、法 人事業税及び法人県民税をいいます。

第30号様式を次のように改める。

					県 税	徴 収 金	(総)	計 算	書 (1)		年度: 年月:		作成日:	
1		調							定			入	4.1	
● 人 型	科目	区分	予 算	額		1			調定額					н н
の	県 民 税													
	個 人	繰計												個
新 3 別 2 別 2 別 2 別 2 別 2 別 2 別 2 別 2 別 2 別	均等割·所得割	繰												所 県
株式 6 9 8 8 8 8 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 8 8 8 8 9 8 9 8	配 当 割	現繰												
(注	株式等譲渡所得割	現繰												
利	法人	現繰												法税
# E S F	利 子 割	繰												利
日	事業業税													$\vdash$
注		現繰												個
1	法人	現												l I I
(		計												地
不動 係 股 得 段 過		現												譲消
<ul> <li>○ 株 た は こ へ の</li></ul>	,	現繰												
コルフ場利用収   別   日   日   日   日   日   日   日   日   日	県 た ば こ 税	現繰												たばこ
自動車取得限	ゴルフ場利用税	現繰												ゴルフ
新	自動車取得税	現												
<ul> <li>経 油 引 取 税</li></ul>		計現												
自 動 車 税	軽油 引取税	繰												軽 油
	自 動 車 税	繰												自動車
飲   区   税   線	証 紙 徴 収 分	現												証
財 版 定 資 産 税 現 現		繰												
	県 固 定 資 産 税 法 定 外 善 通 <sup>鉛</sup>	現理												
法 定 外 目 的 税     議       計計	狩 猟 税	現												狩猟
科理放食等消費稅     縫       特別稅     持       特別稅     排       特別稅     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排       基     排		繰計												法外目
入 税 現 現	料理飲食等消費税	繰												料旧
軽 油 引 取 税     環       財 規     場       財 年 同 期 -     財 年 恒 差 額 -       財 所 年 増 差 額 -     財 毎 毎 毎 日 財 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	特別地方消費税 狩猟者登録税	繰現												特
県 税 (ア)     課       前 年 同 期 -     前 年 財 第 回       対 市 年 増 差 額 -     一 財 世 会 計 (イ) -       陸 計 (ア) + (イ) -     一 財 帯 会 計 (イ) -       地 方 法 人 特 別 税     2       地 方 法 人 特 別 税     2       特別税     特別税		現												dere
前年     同期       対前年     増差額       財幣金合計(イ)     一       総計(ア)+(イ)     一       地方法人特別税     機		計												<u> </u>
対前年増差額 -       附帯金合計 (イ) -       総計(ア)+(イ) -       地方法人特別税		#1												
財 帯金合計 (イ) -             総 計 (ア) + (イ) -             地 方 法 人 特 別 税             機             特別税	対 前 年 増 差 額	_												差額
地 方 法 人 特 別 税	附帯金合計 (イ)	E												附 帯 総 計
地 方 法 人 特 別 税   繰   特別税   特別税														
	地方法人特別税	繰計												特別税

潍

				県 秒	说 徵	収	金 (	(総) 計	算 書 (	2)				年度: 年月:		作成日:		
区分	調定	件	収	数	\ I	額	š.	本	不 納 分	欠 累	損計	還付	未 済	未		納	科	
科目	区分	本年度	前年度	差	本年度	前年度	差	件 数	不納欠損額	件 数	不納欠損額	件 数	還付未済額	件 数	未	納額	目	
県 民 税	計現																=	
個 人	繰																個	
	現																	県
均等割 • 所得割	計																所	210
配 当 割	現繰																西己	
	現																	民
	繰計																株	
法人	現繰																法	税
	計現																	
	繰計																利	
	計 現																$\vdash$	事
個 人	繰計																個	業
	現繰																	税
	前																┸┸	地
譲 渡 割	現																譲	消
	現現																貨	
不動産取得税	繰計																不動	座
県たばこ税	現繰																たば	12
	丑現																<u> </u>	
ゴルフ場利用税	繰計																ゴル	・フ
自動車取得税	現繰																自動	
	計現																取行証	行
T T	現繰																軽	油
TEL 114 31 4X 170	計現																11.	1144
自 動 車 税	繰																自動	j 車
証 紙 徴 収 分	丑																証	
鉱 区 税	現繰																鉱	区
県 固 定 資 産 税	計現																固	定
法 定 外 普 通 税 狩 猟 税	現現																法外 狩	普
	現繰																法外	
	711																	
	繰繰																特	IB
狩 猟 者 登 録 税	現現																狩入	
	現線																軽	ù+-
	計現																油	法
	繰																県	税
	計 —																前	年
対前年増差額 附帯金合計 (イ) 総計(ア)+(イ)	=																差附	帯
総計(ア)+(イ)																	総	計
地方法人特別税	現繰																特別	J税
	3																	

年度: 年月:

作成日:

			県 種	兑 徴	収	金	(総)	計	算
区分	調定	納期内	納期内	納税額	納期	内 納	税率	1	4
科目	区分	納税件数	(累		本 年 度	前年度	差	I	1
県 民 税	丑現								i
個 人	繰							個	
	計				/				
均等割 • 所得割	現繰							所	県
3 3 11 21 13 11	計								
配 当 割	現繰							弱	
AC = B7	計							ПL	民
株式等譲渡所得割	現繰							株	10
休丸寺譲後別待割	計							175	
V4	現							ŕ	
法人	繰計							法	税
	現								
利 子 割	繰計			_				利	
事 業 税	計								
個人	現繰						<del></del>	個	事
1四 人	計							, ligi	業
V4	現								税
法人	繰計			_				法	170
地方消費税	計				/				地
譲 渡 割	現現							譲	消税
	現								
不 動 産 取 得 税	繰							不打	助産
	丑								
県 た ば こ 税	繰							たり	ゴニ
	現								
ゴルフ場利用税	繰							ゴ)	レフ
	現								
自動車取得税	繰								助車 得
証 紙 徼 収 分	計理				_			証	
	現								
軽 油 引 取 税	繰計							軽	油
	現								
自 動 車 税	繰							自身	助車
証 紙 徴 収 分	現							証	
*	現								
鉱 区 税	繰計							飯	区
県 固 定 資 産 税	現							固	定
法 定 外 普 通 税 狩 猟 税	現現							法分	<u> </u>
	現								
法定外目的税	繰計							法分	<b>朴</b> 目
旧法による税	計								
料理飲食等消費税 特別地方消費税	繰							料特	III
狩 猟 者 登 録 税	現							狩	
入 猟 税	現現							入	
軽油引取税	操							軽	法
	計							油	1,23
県 税 (ア)	現繰							県	税
	計								
前 年 同 期 対 前 年 増 差 額	-							前差	年額
対 削 芋 増 左 額 附帯金合計 (イ) 総計 (ア) + (イ)	ᄩ							附	帯
総 計 (ア) + (イ)	_							総	計
	現	I					ı	1	
地方法人特別税	繰							特別	別税

書

(3)

9

				県	税		徴			金	(糸	総)	計			書	ţ	(4)							年度:				作成日:	
		調		-				調			_				定		31-			本	-	収		1			入	21		科
科目	区分	定区分	予 算 額	12	牛 数	本	調	定	<u>分</u> 額	対前	年比	件	数	累	調	定	н	対前年比	件		月収	<u>分</u> 入	額	件			又入	額	対前年比	目
延滞る	金・加算金び 過 料	現繰																												延滞金・ 加算金及
延		計現		+-						-				+					-		-			-						び過料延滞金
<u> </u>	年 市 並	現現												-																加加
加	算 金	繰計																												算金
		現				$\overline{}$								$\neg$																過
	過少申告	繰計																												少申
1 1 1		現		_																										不
	不 申 告	繰計																												申告
		現																												
	重	繰																												重
		計																												
過		現現												-																過 料 罰
_	と及び科料相当額	現現												-																
*	雑 入 )	繰												+																弁 償
弁	償 金	計																												金
		現																												滞
滞	持納 処 分費	繰				_								_																納処
195	5 生 加 八 弗	計現		_		_				-				+							-			-		-				通
	自告 処 分費	現現												-																諸
諸	収 入	繰												+																収
[県税]	附帯金] (イ)	計																												入
	年 同 期																													前年
	年 増 差 額	-												_																差額
	合 計 (ア) (ア) + (イ)	$\vdash$																												合 計 総 計
																														Mici pl
- 地方伝	人特別税>	現		1										Ţ																延滞金・
延滞。	金 · 加 算 金	繰																												加算金及
		計																												び過料
延	滞金	現		-		_				1				$\dashv$					<u> </u>		1			1		1			ļ	延滞金
+n	] 算 金	現繰		+		+				1				+												$\vdash$				加算
)JI	# 亚	裸計																												金
		現																												過
	過少申告	繰																												少
		計																												申
	<i>-</i>	現		-		+				1				_					_							-				不
	不 申 告	繰計																												申告
		現				-																								
	重	繰		1						1				$-\dagger$					1		1			1		t				重
		計																												

10

重

				県	税 徴	収	金	(総) 計	· 算 書	(5)			年度: 年月:		作成日:	
	調定	件	!	数	<u>አ</u> 	額	2	本	<u>納</u> 月 分	<u>欠</u> 累	損	還付	未 済	未	納	科
科目	足区 分	本年度	前年度		本年度		差	件 数	不納欠損額	件 数	不納欠損額	件 数	還付未済額	件 数	未 納 額	目
延滞金 • 加算金	現繰															延滞金・ 加算金及
及 び 過 料	科															び過料
延 滞 金	現	/														延滞金
( - Artr A	現															加
加算金	繰計															算 金
	現															過
過少申告	繰															少
	計															申
不申告	現繰															不 申
	計															告
	現															
重	繰															重
過料	計現															過料
	現現															週間
(雑入)	現															弁
	繰															償
弁 償 金	計															金
滞納処分費	現繰															滞納
100 MT /C // X	計															処
通告処分費	現															通
諸 収 入	現															諸
[県税附帯金] (イ)	繰計															収入
前年同期	рI —															前年
対 前 年 増 差 額	_															差額
県税合計 (ア)	-															合 計
総計 (ア) + (イ)	-															総計
<地方法人特別税>																
	現															延滞金・
延 滞 金 ・ 加 算 金	繰															加算金及
延滞金	計現															び過料 延滞金
延 備 並	現現															加加
加 算 金	繰															算
	計															金
1 1 1 1	現						ļ									過小
過少申告	繰計															少申
	現															不
	繰															申
	計															告
1 1 1	現		1	1	1	1	1	1	1	ı	1	Ī	I	1	I	1 1

告示

## ◎新潟県告示第367号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。)の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
荒川中流 (県境から旭橋まで)	生物A	ア
荒川下流 (旭橋より下流)	生物A	ア
落堀川(船戸川を含む。)(全域)	生物B	ア
大通川(全域)	生物B	ア
新川 (全域)	生物B	ア
新島崎川水域 (全域)	生物B	ア
郷本川水域 (全域)	生物B	ア
島崎川水域(全域)	生物B	ア
鯖石川上流 (小坂橋より上流)	生物A	ア
鯖石川中流 (小坂橋から豊田橋まで)	生物B	ア
鯖石川下流 (豊田橋より下流)	生物B	ア
鵜川上流 (御幸橋より上流)	生物A	ア
鵜川下流 (御幸橋より下流)	生物B	ア
国府川(全域)	生物B	ア

(注)

- 1 該当類型の欄中「生物A」及び「生物B」は、環境庁告示別表 2 の 1 の (1) のイ又は (2) のウの類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。

### ◎新潟県告示第368号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。 平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏	名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
石橋	勇貴	内科	町営診療所みかわ	阿賀町あが野南4324	H26. 3. 1	第15条第 1項の医 師に指定 した
鈴木	宣瑛	整形外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	IJ	IJ
山田	舞乃	神経内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	IJ	IJ
山岸	格史	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	IJ	IJ
安齋	博隆	内科、消化器内科、 小児科	安斎医院	村上市岩船上町1-16	IJ	II

神保	康志	脳神経外科	立川綜合病院	長岡市神田町 3 - 2 - 11	11	II
大野	雅昭	耳鼻咽喉科	立川綜合病院	長岡市神田町3-2-11	II	"

## ◎新潟県告示第369号

新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)第13条の規定により、次の興行を優良興行として推奨した。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

映画

推奨番号	題 名	製作(配給)会社名	対象区分
239	夢は牛のお医者さん	株式会社テレビ新潟放送網 (配給:ウッキー・プロダ クション)	小学生向き 中学生向き 青年向き 家庭向き

## 推奨の理由

青少年の健全な育成を図るうえで特に有益であると認められるため。

#### ◎新潟県告示第370号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。 平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法又はエライザ法
- 1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指

定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) ツベルクリン皮内反応法
- 1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに当県にて検査を受けていない6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応
- 1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

放牧予定牛及び放牧牛

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 血液検査
- 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24か月齢以上で死亡した牛

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

- (2) 競馬法 (昭和23年法律第158号) による競馬に出場する馬
- (3) 乗馬クラブ等に飼育されている乗用馬
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 寒天ゲル内沈降反応法
- 1 実施の目的

豚コレラの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)による種畜検査が実施される豚
  - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) エライザ法
- 1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 県外導入豚 (繁殖豚又は繁殖候補豚)
  - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) ラテックス凝集反応法
- 1 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏用ひな

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法
- 1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外転飼蜂群

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 肉眼的検査
  - (2) 脱脂乳による試験
  - (3) 細菌学的検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内定飼蜂群

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 肉眼的検査
  - (2) 脱脂乳による試験
  - (3) 細菌学的検査
- 1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛 (概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの) 又は当年4月末時点での抗体陰性牛のうち、家 畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成26年6月1日から平成26年11月30日までの間

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 中和試験

1 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏(概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの)でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 赤血球凝集抑制反応法

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所 長が必要と認める農場

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) エライザ法
  - (3) その他必要な検査

#### ◎新潟県告示第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営新穂ダム地区農業用用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年3月19日から平成26年4月16日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

## ◎新潟県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業中川地区に係る換地処分をした。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

## ◎新潟県告示第373号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
- 2 作業期間 平成25年9月16日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市内一円

## ◎新潟県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

潟 県

報

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名大栗田村上線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の	幅 員	延	長
村上市上相川字前田 386	番1から	新	12. 3~18. 0 >	メートル	48.2メートル	
同市上相川字前田385番	1まで	旧	12.6~18.0>	メートル	48.2メートル	

#### ◎新潟県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大栗田越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
岩船郡関川村大字中東 298 番 6 から	新	7.6~46.6メートル	615. 2メートル
同郡同村大字中東1313番1まで	旧	4.5~26.0メートル	618.3メートル

#### ◎新潟県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大栗田越後下関停車場線
- 2 供用開始の区間

岩船郡関川村大字中東298番6から同郡同村大字中東1313番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

#### ◎新潟県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
		新	(A) 5.	3~2	20. 1.	メー	トル	2, 134. 27	ペートル
新発田市大栄町7丁目甲29	92番1から		(B) 8.	6~6	56 <b>.</b> 8.	メー	トル	2, 300. 87	ペートル
同市荒町字村中甲10番1ま	で	旧	(A) 5.	3~2	20. 1	メー	トル	2, 134. 27	ペートル
			(B) 8.	6~6	66. 8.	メー	トル	2, 300. 87	ペートル

- 備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
  - 2 路線の重用
    - 一部区間県道新発田津川線と重用

## ◎新潟県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間

新発田市荒町字家裏甲1169番1から同市荒町字古道下甲44番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新潟安田線
- 2 供用開始の区間

阿賀野市上江端字外山王3827番1から同市分田字外山王1494番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八幡新田島潟線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地	の	幅	員	延	長
新発田市荒町字久保川原	333番1から	新	13.6~32	. 6メ	ート	ル	194.0メー	トル
同市五十公野住吉7番5	まで	IΞ	11.0~15	. 6メ	ート	ル	199.9メー	トル

#### ◎新潟県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 八幡新田島潟線
- 2 供用開始の区間

新発田市荒町字久保川原333番1から同市五十公野住吉7番5まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

#### ◎新潟県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名小出與只見線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷均	也の	幅	員	延	長
魚沼市湯之谷芋川字上ノ	山 706 番1から	新	12.9~3	30.0メ	ート/	riレ	138. 4メー	トル
同市湯之谷芋川字上ノ山	640番1まで	旧	12.9~2	28. 5メ	ート/	riレ	138. 4メー	トル

#### ◎新潟県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小出奥只見線
- 2 供用開始の区間

魚沼市湯之谷芋川字上ノ山706番1から同市湯之谷芋川字上ノ山640番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

### ◎新潟県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。 平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
十日町市池尻字下山 274	番4から	新	10.2~60.	4メー	ート	ル	384. 2メー	トル
同市室野字下山55番子ま	で	IΞ	7.0~60.4	1メー	- トル	/	385.6メー	トル

#### ◎新潟県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間

十日町市池尻字下山274番4から同市室野字下山55番子まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

#### ◎新潟県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市雲洞字西村中 45 番から	新	7.4~18.2メートル	275.5メートル
同市雲洞字前田544番3まで	旧	5.3~15.4メートル	276. 5メートル

## ◎新潟県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 塩沢大和線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市雲洞字西村中45番から同市雲洞字前田544番3まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名中条五日町停車場線
- 3 道路の区域

区間	新	作の別	敷	地	の	幅	員	延	長
南魚沼市五日町字川原沢 1693 番 1カ	1B	新	4. 0~	15. 4	メー	・トル	,	206. 4メー	トル
同市五日町字山口1688番まで		旧	3.7~	11. 2	メー	・トル	,	207. 3メー	トル

## ◎新潟県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中条五日町停車場線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市五日町字川原沢1693番1から同市五日町字山口1688番まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名中条五日町停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
南魚沼市城山新田 230 番	3から	新	3.6~	-16. (	)メー	ートル	,	350. 4メート	トル
同市五日町字川原沢1692	番1まで	旧	3.5~	-13.8	3メー	-トル	•	349. 7メー ]	トル

## ◎新潟県告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。 平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中条五日町停車場線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市城山新田230番3から同市五日町字川原沢1692番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢停車場八竜新田線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市上十日町字法道 142番1から	新	13.8~32.8メートル	230. 1メートル
同市上十日町字法道185番1まで	旧	7.0~32.8メートル	234. 4メートル

#### ◎新潟県告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 塩沢停車場八竜新田線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市上十日町字法道142番1から同市上十日町字法道185番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名仲田塩沢線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
南魚沼市竹俣字一里塚 89 番 1 から	新	9.6~25.6メートル	598.8メートル
同市竹俣字原389番まで	IΒ	5.1~13.5メートル	608.8メートル

### ◎新潟県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 仲田塩沢線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市竹俣字一里塚89番1から同市竹俣字原389番まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

### ◎新潟県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名向原越後中里停車場線
- 3 道路の区域

区間		新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原 3064 ら	4番 92 か	新	9.2~	21. 2	メー	・トル	,	385.0メー	トル
同郡同町大字土樽字向原3064番9ま	で	旧	7.8∼	20. 0	メー	・トル	,	384. 9メー	トル

#### ◎新潟県告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 向原越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間

南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番92から同郡同町大字土樽字向原3064番9まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

#### ◎新潟県告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向原越後中里停車場線
- 3 道路の区域

	区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
--	---	---	------	---	---	---------------	---	---	---	---

南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原 3064 番8から	新	11.8~20.2メートル	87.6メートル
同郡同町大字土樽字小坂6237番34まで	旧	11.8~16.6メートル	87.4メートル

## ◎新潟県告示第399号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 向原越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間

南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番8から同郡同町大字土樽字小坂6237番34まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

### ◎新潟県告示第400号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名向原越後中里停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原 3064 番 10 から	新	15. 4~33. 4メートル	462.7メートル
同郡同町大字土樽字向原3064番8まで	旧	10.0~20.8メートル	468. 4メートル

## ◎新潟県告示第401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 向原越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間

南魚沼郡湯沢町大字土樽字向原3064番10から同郡同町大字土樽字向原3064番8まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。 平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市高柳町岡野町字河内沢 3254番1か	ら新	8.4~74.8メートル	890.8メートル
同市高柳町山中字ヲソバ858番1まで	旧	8.0~74.8メートル	889.2メートル

#### ◎新潟県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路 線 名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間

柏崎市高柳町岡野町字河内沢3254番1から同市高柳町山中字ヲソバ858番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

## ◎新潟県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名松代高柳線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
柏崎市高柳町田代字越菅:	2番1から	新	11.6~81.	.6メ-	ート	ル	623. 2×—	トル
同市高柳町田代字道達158	番1まで	旧	9.3~66.	4メー	-トル	·	624. 6 × —	トル

## ◎新潟県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 松代高柳線
- 2 供用開始の区間

柏崎市高柳町田代字越菅32番1から同市高柳町田代字道達158番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

### ◎新潟県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名松代岡野町線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷 地 0	の幅員	延	長
柏崎市高柳町栃ケ原字滝山 3487	7番から	新	11.7~75.4	メートル	395. 1メート/	
同市高柳町栃ケ原字滝山3449番	1まで	旧	3.8~77.0メ	ペートル	442. 4メートバ	

## ◎新潟県告示第407号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 松代岡野町線
- 2 供用開始の区間

柏崎市高柳町栃ケ原字滝山3487番から同市高柳町栃ケ原字滝山3449番1まで

3 供用開始の期日 平成26年3月18日

#### ◎新潟県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市安塚区二本木字家ノ脇709番1から	新	11.5~15.6メートル	59. 3メートル
同市安塚区二本木字家ノ脇708番1まで	旧	11.5~15.6メートル	59. 3メートル

### ◎新潟県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。 平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂小泊 1558 番	:1から	新	22.0~47.6メートル	86.8メートル
同市羽茂小泊1558番1	まで	IΞ	22.0~50.0メートル	86.8メートル

### ◎新潟県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 村上地域振興局管内

1 有工地级派码目1			
区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
大谷沢地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西沢地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷沢(2)地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷沢(3)地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西ノ沢地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	土石流
北西ノ沢地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	土石流
大沢地区	村上市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(2)地区	村上市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	村上市大沢	次の図のとおり	土石流
ナガヒド地区	村上市大沢	次の図のとおり	土石流
大沢地区	村上市大沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
-------	--------	-------	-------------------------

下茂沢地区	魚沼市吉原	次の図のとおり	土石流
水沢新田地区	魚沼市水沢、茂沢、吉原	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな
E2-24 6 2 2 E 4 2 1	四次(1)// 江地	上级少载/1	る自然現象の種類
上輪(1)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上輪(2)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上輪(3)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上輪(4)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上輪地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	地すべり
軽井川(1)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(2)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(3)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(4)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(5)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(6)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮川地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浜平地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高浜小学校地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	土石流
宮川沢地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
坊ヶ崎川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流

白岩川地区	佐渡市和木	次の図のとおり	土石流
白岩川南沢地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
滝ヶ沢川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
玉川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
牛欠川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
石花(1)地区	佐渡市石花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石花地区	佐渡市石花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石花川地区	佐渡市石花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川(1)地区	佐渡市石花	次の図のとおり	土石流
小川(2)地区	佐渡市石花	次の図のとおり	土石流
石名(1)地区	佐渡市石名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石名地区	佐渡市石名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北立島地区	佐渡市北立島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動尊川地区	佐渡市北立島	次の図のとおり	土石流
北立島川地区	佐渡市北立島	次の図のとおり	土石流
戸中川(3)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流
戸中川(4)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流
戸中川(5)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流
山田第一地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(3)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(4)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(5)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

三川(6)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(7)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(8)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(9)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(10)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(11)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(12)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(13)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(14)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(15)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(16)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(17)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田中(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田中(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田中(3)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(3)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(4)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(5)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田西(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ尻川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流
坂ノ尻川右支地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流

石沢川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流
腰細川左支地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流
三川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	地すべり
大浦地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大浦(1)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大浦(2)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(2)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(3)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(4)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上の川地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	土石流
多町川地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	土石流
岩谷口地区	佐渡市岩谷口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩谷口小川地区	佐渡市岩谷口	次の図のとおり	土石流
北黒姫地区	佐渡市黒姫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南黒姫地区	佐渡市黒姫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒姫川地区	佐渡市黒姫	次の図のとおり	土石流
北片辺地区	佐渡市北片辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北片辺川(1)地区	佐渡市北片辺	次の図のとおり	土石流
北片辺川(2)地区	佐渡市北片辺	次の図のとおり	土石流
馬首地区	佐渡市馬首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬首川地区	佐渡市馬首	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
大谷沢地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西沢地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷沢(2)地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷沢(3)地区	村上市大谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢地区	村上市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(2)地区	村上市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢地区	村上市大沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 柏崎地域振興局管内

2 作响起效派类的官门		T	,
区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
上輪(1)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上輪(2)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上輪(3)地区	柏崎市大字上輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(1)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(2)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(3)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(4)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(5)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(6)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浜平地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	柏崎市大字宮川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧 に供する。)

## 3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然 現象により建築物に作用 すると想定される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
坊ヶ崎川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
白岩川地区	佐渡市和木	次の図のとおり	土石流
白岩川南沢地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
玉川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
牛欠川地区	佐渡市玉崎	次の図のとおり	土石流
石花(1)地区	佐渡市石花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石花地区	佐渡市石花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石花川地区	佐渡市石花	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川(1)地区	佐渡市石花	次の図のとおり	土石流
小川(2)地区	佐渡市石花	次の図のとおり	土石流
石名(1)地区	佐渡市石名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石名地区	佐渡市石名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北立島地区	佐渡市北立島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動尊川地区	佐渡市北立島	次の図のとおり	土石流
北立島川地区	佐渡市北立島	次の図のとおり	土石流
戸中川(3)地区	佐渡市戸中	次の図のとおり	土石流
山田第一地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(3)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(4)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

三川(5)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(6)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(7)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(8)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(9)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(10)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(11)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(12)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(13)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(14)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(15)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(16)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(17)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田中(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田中(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(2)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(3)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(4)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東(5)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田西(1)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田東地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ尻川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流
腰細川左支地区	佐渡市三川	次の図のとおり	土石流

大浦地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大浦(1)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大浦(2)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(3)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上の川地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	土石流
多町川地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	土石流
岩谷口地区	佐渡市岩谷口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩谷口小川地区	佐渡市岩谷口	次の図のとおり	土石流
北黒姫地区	佐渡市黒姫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南黒姫地区	佐渡市黒姫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒姫川地区	佐渡市黒姫	次の図のとおり	土石流
北片辺地区	佐渡市北片辺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北片辺川(1)地区	佐渡市北片辺	次の図のとおり	土石流
馬首地区	佐渡市馬首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第412号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称 新発田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
  - (2) 名称 紫雲寺公共下水道
- 3 事業施行期間

平成15年10月10日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

# 公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務 委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 履行場所

新潟県庁

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。
  - (7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保 し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
  - (8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。
  - (9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局広報広聴課広報係

電話番号 025-280-5014 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年3月26日まで上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

平成26年4月1日(火) 午後2時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

入札保証金は入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に年間折込見込み部数2,290,800部(春号発行予定(572,700部)×4回)を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を3月28日(金)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 本業務は平成26年度新潟県予算成立後に実施が確定するため、内容等が変更となる可能性がある。

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

加茂病院改築基本設計業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県十木部都市局営繕課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方法

随意契約

5 随意契約の相手方を決定した日

平成26年2月28日

6 随意契約の相手方の氏名及び住所

佐藤総合計画·基設計 設計共同体

東京都墨田区横網二丁目10番12号

7 契約価格

53,892,000円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第6号

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院の電話交換業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年3月18日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の件名及び数量

電話交換業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達に関する入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (4) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称を問わない。)が所在する者であること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院庶務課庶務係

電話番号 025-266-5111 内線2308

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年3月28日(金)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター研修室A

- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第186条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する競争参加資格を証明する書類を平成26年3月26日(水)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 調達手続の停止

平成26年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を 行うことがある。

(9) 契約の停止等

本調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他
  - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
  - ② 詳細は入札説明書による。

正誤

平成26年2月28日付け県報第16号主要目次及び本文において、新潟県教育委員会告示第3号を第2号とする。